

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の改正について

1 改正の目的

当助成事業は、公共交通利用支援策として、令和元年10月から、本市に住所を有し、満60歳以上の者で運転免許証（原動機付自転車免許を除く。）を持たない者を対象にタクシー料金の一部を助成するタクシー利用助成券を交付している。一方、介護長寿課所管のかすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業で同様のサービスを提供していることから、両事業の対象者や助成額等を再編し、市民に分かりやすい制度に見直しを図るもの。

2 主な改正の概要

（1）対象者の拡充

下記のいずれかに該当する者

- ・60歳以上の運転免許を持たない者（現行）
- ・身体障害者手帳1級又は2級の者（福祉タクシー対象者から移行する）
- ・療育手帳A以上の者（福祉タクシー対象者から移行する）
- ・精神障害者手帳1級又は2級の者（福祉タクシー対象者から移行する）

※福祉タクシーの対象者は介護保険の認定者に限定する。

（2）助成金額の拡充

現状 500円 ⇒ 改正後 初乗り運賃額（福祉タクシーの助成額に見直しする）

※普通車740円、大型車780円、特定大型車830円

(3) 相乗り券の廃止

利用率が低調であること等から制度を廃止する。

ただし、助成対象者2人以上が同乗し、その運賃が、同乗する助成対象者の人数に助成額を乗じて得た金額以上であるときは、それぞれ1枚助成券を使用できるものとする。

3 新旧対照表

新	旧
<p>第2条 この要綱により助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに</u>該当するものとする。</p> <p><u>(1) 満60歳以上の者で運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。ただし、原動機付自転車免許を除く。以下同じ。)の交付を現に受けていない者</u></p> <p><u>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1級又は2級の者</u></p> <p><u>(3) 療育手帳要綱(昭和48年9月27</u></p>	<p>第2条 この要綱により助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>次の各号のいずれにも</u>該当するものとする。</p> <p><u>(1) 市内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 満60歳以上の者</u></p> <p><u>(3) 運転免許証(道路交通法(昭和35</u></p>

日厚生事務次官通知)の規定により療育手帳の交付を受けた者であつて、障害の程度がA以上の者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、障害の程度が1級又は2級の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業による助成を受けることができない。

(1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項及び第2条第1項に規定する要支援1、要支援2並びに要介護度1から要介護度5に判定された者及びこれに相当すると認められる者

(2) (略)

(3) (略)

年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。ただし、原動機付自転車免許を除く。以下同じ。)の交付を現に受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業による助成を受けることができない。

(1) かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成要項(平成17年かすみがうら市告示第13号)によりかすみがうら市福祉タクシー助成券の交付を受けている者

(2) かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成要項第2条に規定する受給資格を有する者

(3) (略)

(4) (略)

ア～エ (略)

(4)～(6) (略)

第3条 (略)

第5条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、かすみ
がうら市タクシー利用助成券(様式第2号。以下「助成券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 助成券は、年間52枚とし、年度の途中に助成対象となった場合は、年間枚数を12で除した後、助成券の交付を決定した日の属する月から当該年度

ア～エ (略)

オ 前号に掲げるもののほか、介護を業とする者が常住している場所において継続的に生活している者

(5)～(7) (略)

第3条 (略)

2 助成の対象とする乗車回数は、当該会計年度において1人につき72回を限度とする。

第5条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、次に掲げるものを申請者に交付するものとする。

(1) かすみがうら市タクシー利用助成券(様式第2号。以下「助成券」という。)

(2) かすみがうら市タクシー利用相乗り券(様式第3号。以下「相乗り券」という。)

2 助成券は、1月当たり6枚とし、助成券の交付を決定した日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た枚数を一括交付するものとする。

末までの月数を乗じて得た枚数(小数点以下切り上げ)を一括交付するものとする。

3 会長は、第 1 項の規定による審査の結果、助成券を交付しないことに決定したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

第 9 条 助成する額は、別表の初乗運賃標準額と実際の初乗運賃額とを比較して低い方の額とする。ただし、1 回の乗車につき助成券 1 枚の利用とし、年間 52 回分を限度とする。

第 11 条 (略)

なお、年度の途中で助成対象となった者に対する交付枚数についても、同様とする。

3 相乗り券は、当該会計年度において 5 枚を限度に交付する。なお、年度の途中で助成対象となった者に対する交付枚数については、前項に規定する決定日の属する月から当該年度末までの月数に 0.4 を乗じて得た枚数(小数点以下切り上げ)を交付するものとする。

4 会長は、第 1 項の規定による審査の結果、助成券(相乗り券を含む。以下この項、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 12 条から第 16 条までに おいて同じ。)を交付しないことに決定したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券不交付決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

第 9 条 助成する額は、助成券 1 枚につき 500 円とする。

第 11 条 (略)

2 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗利用してタクシー料金の助成を受けようとするときは、**その乗車運賃が、同乗利用する助成対象者の人数に第9条の助成額を乗じて得た金額以上である場合に限り、助成券**をそれぞれ1枚使用できるものとする。この場合の利用方法は、前項に規定する方法と同様とする。

3 (略)

第14条 助成対象者は、第4条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認届出書(**様式第4号**)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認(不承認)通知書(**様式第5号**)により助成対象者に通知するものとする。この場合において、会長は、助成券の使用に関して条件を付すことができる。

第15条 助成対象者又はその親族は、

2 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗利用してタクシー料金の助成を受けようとするときは、**助成券及び相乗り券**をそれぞれ1枚使用できるものとする。この場合の利用方法は、前項に規定する方法と同様とする。

3 (略)

第14条 助成対象者は、第4条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認届出書(**様式第5号**)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認(不承認)通知書(**様式第6号**)により助成対象者に通知するものとする。この場合において、会長は、助成券の使用に関して条件を付すことができる。

第15条 助成対象者又はその親族は、

助成対象者が第 2 条に規定する対象者の要件を欠くに至ったときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券返還届出書(様式第 6 号)によりその旨を会長に届け出るとともに、未使用の助成券を返還しなければならない。

第 16 条 (略)

2 会長は、前項の規定により助成券の交付決定を取り消したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券交付取消通知書(様式第 7 号)により当該者に通知するものとする。

3 (略)

別表(第 9 条関係)

<u>タクシー</u> <u>一車種</u>	<u>構造等</u>	<u>初乗運賃標準額</u>
<u>普通車</u>	<u>道路運送車両法</u> <u>施行規則第 2 条に</u> <u>定める普通自動</u> <u>車のうち排気量 2</u> <u>リットル以下の</u> <u>もので乗車定員 6</u> <u>名以下のもの、及</u> <u>び同条に定める</u>	<u>740 円</u>

助成対象者が第 2 条に規定する対象者の要件を欠くに至ったときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券返還届出書(様式第 7 号)によりその旨を会長に届け出るとともに、未使用の助成券を返還しなければならない。

第 16 条 (略)

2 会長は、前項の規定により助成券の交付決定を取り消したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券交付取消通知書(様式第 8 号)により当該者に通知するものとする。

3 (略)

	<p><u>小型自動車</u>で乗 <u>車定員6名以下</u>の <u>もの</u> <u>同条に定める普</u> <u>通自動車及び同</u> <u>条に定める小型</u> <u>自動車のうち身</u> <u>体障害者輸送車</u> <u>(患者輸送車、車</u> <u>椅子移動車)であ</u> <u>って乗車定員6名</u> <u>以下のもの</u> <u>同条に定める軽</u> <u>自動車で、運行時</u> <u>に寝台又は車椅</u> <u>子を固定するこ</u> <u>とのできる設備</u> <u>を有する特殊用</u> <u>途自動車</u></p>		
<p><u>大型車</u></p>	<p><u>道路運送車両法</u> <u>施行規則第2条に</u> <u>定める普通自動</u> <u>車のうち、排気量</u> <u>2リットルを超え</u> <u>るもので車定員6</u> <u>名以下のもの</u></p>	<p><u>780円</u></p>	

	<u>身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員7名以上のもの</u>		
<u>特定大型車</u>	<u>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のものただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)を除く。</u>	<u>830円</u>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>			